

私立幼稚園等における未就園児の定期的な預かり事業 (あずかーる) 利用料助成金のお知らせ

私立幼稚園等において実施する未就園児の定期的な預かり事業の利用に当たり、保護者の方の利用者負担の軽減を図るため、利用料の助成を行います。

(1) 対象となる方(江東区在住世帯に限る)

対象施設	事業を行う江東区内の私立幼稚園・認定こども園
対象者	生活保護世帯
	特別区民税、市町村民税非課税世帯
	年収360万円未満(市区町村民税所得割額77,101円未満)相当世帯

※所得額の確認

4月～8月利用分：前年度市区町村民税所得割額(前々年の所得に基づく)

9月～3月利用分：当年度市区町村民税所得割額(前年の所得に基づく)

(2) 助成金額

対象者	助成金額
生活保護世帯	日額上限3,000円
特別区民税、市町村民税非課税世帯	日額上限2,400円
年収360万円未満相当世帯	日額上限2,100円

助成金額は、実際に幼稚園へ支払った利用料と比較して、低い方の額を助成します。

(3) 申請後のスケジュール

申請期限	決定通知送付	振込予定
利用開始から4週間以内	令和8年5月中旬	令和8年5月下旬



裏面に続く

【問い合わせ先】

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

江東区教育委員会事務局学務課幼稚園係

TEL 03-3647-9703

(4) 申請方法

①下記のQRコードから申請ください。

【申請QRコード】



②必要書類（利用月の基準日に江東区に住民登録がない方のみ）。

入園時期	基準日	提出書類	
R7年4月～8月	令和6年1月1日	他自治体に住民票があった方	令和6年度課税・非課税証明書、 または対象期間（令和6年1月から12月までの所得）に係る 給与証明書 等
		海外に居住していた方	令和6年1月から12月までの所得を証明する給与証明書 等
R7年9月～令和7 年3月	令和7年1月1日	他自治体に住民票があった方	令和7年度課税・非課税証明書、 または対象期間（令和6年1月から令和6年12月までの所得） に係る給与証明書 等
		海外に居住していた方	令和6年1月から12月までの所得を証明する給与証明書 等

(5) その他

- ・利用施設を変更した場合は、再度の申請が必要です。
 - ・第2子以降の児童については利用料が無料になりますので、この申請は必要ありません。利用している園に第2子以降である旨を申し出てください。
- （「第2子以降」とは、対象児童の保護者に監護される者であって、かつ対象児童の保護者と生計を一にする者のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の子供をいいます。）

【問い合わせ先】

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

江東区教育委員会事務局学務課幼稚園係 TEL03-3647-9703